

平成 2 7 年 9 月 1 4 日 開会

平成 2 7 年 9 月 日 閉会

平成 2 7 年第 3 回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

認定第 1 号	平成 2 6 年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 2 6 年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	平成 2 6 年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	平成 2 6 年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	平成 2 6 年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	平成 2 6 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	平成 2 6 年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	平成 2 6 年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9 号	平成 2 6 年度江差町水道事業会計決算の認定について

認定
第
1
号
か
ら
第
9
号
ま
で
別
冊

報告第 1 号	平成 2 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率について…………… P 1
報告第 2 号	平成 2 6 年度江差町一般会計継続費精算報告書について…………… P 1 5
議案第 1 号	江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について…………… P 1 7
議案第 2 号	江差町手数料条例の一部を改正する条例について…………… P 2 5
議案第 3 号	平成 2 7 年度江差町一般会計補正予算（第 6 号）について…………… P 2 9
議案第 4 号	平成 2 7 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について…… P 4 7
議案第 5 号	平成 2 7 年度江差町水道事業会計補正予算（第 1 号）について…………… P 5 9
議案第 6 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について…………… P 6 1
議案第 7 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について…………… P 6 3
議案第 8 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について…………… P 6 5
同意第 1 号	教育委員会委員の任命について…………… P 6 7

報告第 1 号

平成 26 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告する。

平成 27 年 9 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	14.9 (25.0)	95.1 (350.0)

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
公設地方卸売市場事業特別会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	

江 監 査
平成27年9月 2日

江差町長 照 井 誉之介 様

江差町監査委員 近 藤 偉 喜



江差町監査委員 若 山 明 廣



平成26年度財政健全化・経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。



平成 26 年 度

江差町財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

江 差 町 監 査 委 員

平成26年度財政健全化審査意見書

1 審査の期間

平成27年8月20日から8月21日までの2日間

2 審査の方法

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断基準比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成26年度(%)	早期健全化基準(%)	備 考
実 質 赤 字 比 率	—	15. 0%	
連結実質赤字比率	—	20. 0%	
実質公債費比率	14. 9%	25. 0%	
将 来 負 担 比 率	95. 1%	350. 0%	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」表示は、赤字がないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成26年度は、実質収支が黒字となっているので、実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成26年度は、実質収支が黒字となっているので、連結実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成26年度の実質公債費比率は、14. 9%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを10. 1ポイント下回っている。前年度と比較すると0. 7ポイントさらに改善されている。財政の早期健全化団体から脱却となっているが、更なる行財政改革の推進に努め、財政の健全化に努められたい。

④ 将来負担比率について

平成26年度は、95. 1%となっており、早期健全化基準の350. 0%と比較すると、これを下回っている。但し、前年度と比較すると6. 0%ポイント上昇していることから、今後も引き続き効率的な財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

4 算定方法の概要

① 実質赤字比率

《一般会計等（普通会計相当）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

② 連結実質赤字比率

《全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

③ 実質公債費比率

《一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率》

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \\ (\text{3ヵ年平均}) & \end{aligned}$$

④ 将来負担比率

《一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率》

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \end{aligned}$$

平成26年度経営健全化審査意見書

1 審査の期間

平成27年8月19日から8月20日 2日間

2 審査の方法

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

区 分	平成26年度(%)	経営健全化基準(%)	備 考
法適用企業	—	20.0	
法非適用企業	—	20.0	

※ 法適用企業は水道事業、法非適用企業は下水道事業・公設地方卸売市場事業・港湾整備事業を表している。

(2) 個別意見

資金不足比率については、平成26年度は流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は生じていない。経営健全化基準をクリアーしている状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

企業経営の中で、資産を増やし負債を減らすべく努力を傾注するとともに、町との連携の中で平成26年度策定の「江差町水道事業ビジョン」を基に早期に実施計画を策定し経営の健全化に努めること。

4. 算定方法の概要

《公営企業を対象とした事業の規模に対する資金の不足額の比率》

① 資金不足比率（法適用企業）

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした

地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額

×100

営業収益の額 － 受託工事収益の額

② 資金不足比率（法非適用企業）

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に

充てるために起こした地方債現在高）－ 解消可能資金不足額

×100

営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

総括表① 健全化判断比率の状況（平成26年度決算）

Ver.26.00

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
013617	北海道	江差町	-	-	14.9	95.1
団体区分	5.町村					

(単位:%)

↑※必ず選択して下さい。

標準財政規模 (千円)		早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	うち臨時財政対策債 発行可能額					
3,468,813	195,987	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(単位:%)

1①表 一般会計等に係る実質収支額

Ver.26.00

(単位:千円)

会 社 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	繰入繰出差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4) (5~9-10)	繰越明許費 繰越額(5)	繰越明許費 繰越額(6)	事故繰越 繰越額(7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)~(9)に係る 未収入特定財源 (10)	実質収支額(11) (3)-(4)	地方債 現在高(12)
一般会計	6,305,480	5,910,598	394,882	21,474		207,516				186,042	373,408	6,486,522
奨学金会計	5,611	5,603	8	0	0						8	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
				0	0						0	
合 計	6,311,091	5,916,201	394,890	21,474	0	207,516	0	0	0	186,042	373,416	6,486,522
(分母比)											10.8	226

1②表 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位:千円)

事業区分	特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	繰入繰出差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4) (5~9-10)	繰越明許費 繰越額(5)	繰越明許費 繰越額(6)	事故繰越 繰越額(7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)~(9)に係る 未収入特定財源 (10)	実質収支額(11) (3)-(4)
①	国民健康保険事業会計	1,081,543	1,035,122	46,521	0							46,521
③	後期高齢者医療事業会計	112,080	111,975	105	0							105
②	介護保険事業会計	1,030,102	1,000,112	29,990	0							29,990
⑥	介護サービス事業会計	5,603	5,603	0	0	0						0
				0	0	0						0
				0	0	0						0
				0	0	0						0
				0	0	0						0
				0	0	0						0
				0	0	0						0
				0	0	0						0
				0	0	0						0
				0	0	0						0
				0	0	0						0
				0	0	0						0
合 計		2,229,428	2,152,812	76,616	0	0	0	0	0	0	0	76,616
(分母比)											2.2	

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成26年度決算)

Ver.26.00

(単位:千円)											
① 元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	② 積立不足額を考 慮して算定した 額 (3④表 「エ」欄の数値 を転記)	③ 満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	④ 公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て ると認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	⑤ 一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	⑥ 公債費に連する 債務負担行為に 係るもの	⑦ 一時借入金の利 子	⑧ 特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	⑨ 事業費補正によ り基礎財政需要 額に算入された 公債費	⑩ 事業費補正によ り基礎財政需要 額に算入された 元利償還金(繰上 償還金に係るも のに限る。)	⑪ 災害復旧費等に 係る基礎財政需 要額 (元利償還 還金に係るもの に限る。)	⑫ 災害復旧費等に 係る基礎財政需 要額 (元利償還 還金に係るもの に限る。)
平成24年度	882,321		197,722	323	33,552	25	46,897	73,713	20,067	469,838	34,144
平成25年度	818,072		247,177	352	31,301	23	52,413	58,278	32,273	455,127	34,155
平成26年度	767,207	/	240,626	3,122	29,883	77	45,471	54,865	47,112	445,923	34,149

⑬ 密度補正により 基礎財政需要額 に算入された元 利償還金			⑭ 密度補正により 基礎財政需要額 に算入された地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの (に限る。)			⑮ 標準税収入額等			⑯ 普通交付税額			⑰ 臨時財政対策債 発行可能額		
平成24年度	14,272	40	1,097,295	2,241,695	197,396									
平成25年度	14,220	40	1,083,124	2,223,110	198,538									
平成26年度	14,219	30	1,049,377	2,223,449	195,987									

⑱ 地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)		実質公債費比率 (単年度)	
		平成24年度	15.55826
		平成25年度	15.47471
		平成26年度	13.89535

実質公債費比率 (3万年平均)	
	14.9

⑤の内部											
① PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	② いわゆる五省協定 等により、利便施 設及び公共施設を 買収するため、行 った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	③ 国営土道改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究所 、独立行政法人 水資源機構及び 独立行政法人環境 再生保全機構の行 う事業に対する負 担金(省令第7条 第3号)	④ 地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	⑤ 社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	⑥ 損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	⑦ 地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	⑧ その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補償に係るもの(省令第12条第4号)			
平成24年度		22,749		7,734			955		2,114		
平成25年度		22,749		7,547			942		63		
平成26年度		21,474		7,430			936		43		

(單位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方債の 償還方法			連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
6,486,522	137,436	3,266,092	38,557	1,170,973	158,228	0	158,228	0	0	0
296	5	114	1	41	6		6			

(金額単位: 千円)

(田主: 野東)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
2,654,377	470,790	0	5,398,762
92	16		188

(分應比)

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A - B	
11,257,808	392	8,523,929	297	2,733,879	95
				将来負担比率 (%)	
				95.1	

標準財政規模 C	121		
	3,468,813	—	
算入公債費等の額 D			
		596,298	21
C - D		2,872,515	100

報告第 2 号

平成 2 6 年度江差町一般会計継続費精算報告書について

平成 2 6 年度江差町一般会計継続費について、別紙のとおり精算したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 2 7 年 9 月 1 4 日提出

江差町長 照 井 誉之介

平成26年度 江差町一般会計 継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較 (全 体 計 画 - 実 績)					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支出済額の 差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源	其 他 財 源			特 定 財 源	其 他 財 源			特 定 財 源	其 他 財 源			
						国 道 支 出 金	地 方 債			一 般 財 源	国 道 支 出 金			地 方 債	一 般 財 源		
10	3		平成 24年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
教育費	中学校費	江差中学校 改築整備	24年度	582,490,000	281,498,000	292,300,000	8,692,000							582,490,000	281,498,000	292,300,000	8,692,000
			25年度	849,735,000	285,037,000	562,600,000	2,098,000	526,741,686	495,045,000	21,900,000	3,638,686	6,158,000	322,993,314	▲ 210,008,000	540,700,000	▲ 3,638,686	▲ 4,060,000
			26年度	64,775,000	13,751,000	40,000,000	11,024,000	923,866,358	302,759,000	558,400,000	52,585,686	10,121,672	▲ 859,091,358	▲ 289,008,000	▲ 518,400,000	▲ 52,585,686	902,328
			計	1,497,000,000	580,286,000	894,900,000	21,814,000	1,450,608,044	797,804,000	580,300,000	56,224,372	16,279,672	46,391,956	▲ 217,518,000	314,600,000	▲ 56,224,372	5,534,328

議案第 1 号

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

江差町個人情報保護条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 2 7 年 9 月 1 4 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の施行に伴い、江差町個人情報保護条例を改正するもの。

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例

江差町個人情報保護条例（平成13年条例2号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第8条」を「一第8条の4」に、「第23条」を「第23条の2」に改める。

第1条中「個人情報の」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の」に改める。

第2条中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

- （2） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （3） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- （4） 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第3条中「個人情報の保護に関し」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第5条までにおいて同じ。）の保護に関し」に改める。

第2章第1節中第8条の次に次の3条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

（特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第8条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- （1） 特定個人情報ファイルの名称
- （2） 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）
- (5) 記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収集方法
- (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- (8) 第14条第1項又は第21条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 当該特定個人情報の訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法令等規定により特別の手續が定められているときは、その旨
- (10) その他実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル
- (2) 実施機関の職員又は職員であつた者に係る特定個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。）
- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
- (4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
- (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個

個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(8) 本人の数が実施機関が定める数に満たない特定個人情報ファイル

(9) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル

(10) 電子計算機による検索を用いなくて特定の特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された特定個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条の4 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第9条の見出し中「（利用及び提供の制限）」を「（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第10条中「個人情報の」を「個人情報（特定個人情報を除く。）の」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条（第3号を除く。）及び次条において同じ。）」を加える。

第14条第1項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章（次項及び第24条を除く。）において同じ。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(1) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該職務を行う上で本人から本人の個人情報開示請求の委任を受けた弁護士 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

第16条第1項及び第17条中「14日以内」の次に「(特定個人情報に係る開示請求にあっては、開示請求があった日から30日以内)」を加える。

第20条第2項中「実施機関」を「種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関」に改める。

第23条第1項中「30日以内」の次に「(特定個人情報に係る訂正請求にあっては、訂正請求があった日から30日以内)」を加え、第3章第3節中同条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正請求に対する決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第26条第1項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第28条中「第27条」を「前条」に改める。

第31条第4項中「第32条」を「次条」に改める。

第39条第1項第2号中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」を加える。

第40条第1項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 8 条の次に 3 条を加える改正規定（第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 に係る部分に限る。）

- 及び第 3 項の規定 公布の日

- (2) 第 23 条の次に 1 条を加える改正規定 番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 2 号

江差町手数料条例の一部を改正する条例について

江差町手数料条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 2 7 年 9 月 1 4 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の施行に伴い、江差町手数料条例を改正するもの。

江差町手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 江差町手数料条例（平成 1 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

手数料を徴収する事務	単位	金額
略		
住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 3 0 条の 1 7 第 1 項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第 3 0 条の 1 8 第 1 項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1 枚につき	5 0 0 円
戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1 通につき	3 5 0 円
略		

」

を

「

手数料を徴収する事務	単位	金額
略		
住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 3 0 条の 1 7 第 1 項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第 3 0 条の 1 8 第 1 項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1 枚につき	5 0 0 円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号）第 1 1 条第 1 項第 1 号又は第 3 号から第 7 号までの規定に基づく通知カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1 枚につき	5 0 0 円
戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1 通につき	3 5 0 円
略		

」

に改める。

第2条 江差町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

手数料を徴収する事務	単位	金額
略		
住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円
住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500円
住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の17第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付または同令第30条の18第1項の規定に基づく新たな住民基本台帳カードの交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	500円
戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円
略		

」

を

「

手数料を徴収する事務	単位	金額
略		
住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	800円
戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円
略		

」

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

議案第 3 号

平成 27 年度江差町一般会計補正予算（第 6 号）について

平成 27 年度江差町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 97,937 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,146,733 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 27 年 9 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 27 年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額、その他変更をする必要が生じたことによる。

平成27年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	社会保障・税番号制度に係るVPN装置設定	270					270	
総務費	財産管理費	未利用町有地等売却促進対策	7,099					7,099	
総務費	企画費	ふるさと応援寄附金対策	8,893				5,000	3,893	
総務費	諸費	平成26年度障害者自立支援給付費国庫・道費負担金返還	3,755					3,755	
総務費	戸籍住民登録費	社会保障・税番号制度に係る個人番号カード交付事務	268	268					
総務費	戸籍住民登録費	社会保障・税番号制度に係る個人番号カード等印刷システム導入	1,093					1,093	
衛生費	環境衛生費	海岸漂着物対策推進	819		737			82	
農林水産業費	水産業振興費	江差地域漁業振興緊急対策(ナマコ養殖試験種苗購入補助)	2,120		1,060			1,060	
農林水産業費	水産業振興費	ナマコ養殖育成施設(浮沈式生簀)整備事業補助	5,000		2,500			2,500	
農林水産業費	水産業振興費	ナマコ増殖施設(浮体式筏施設)整備事業補助	4,000		2,000			2,000	
土木費	道路維持費	町道除雪対策	32,339					32,339	
土木費	道路維持費	JR江差線廃線に伴う道路整備概略調査設計	3,003					3,003	
土木費	道路新設改良費	町道江差中学校通り改良舗装	27,182			10,000		17,182	
土木費	住宅管理費	町営住宅南が丘第1団地耐力度調査	1,275	637				638	
教育費	(小学校費)学校管理費	南が丘小学校多目的ホール床暖房ボイラー改修	821					821	
計			97,937	905	6,297	10,000	5,000	75,735	

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		409,531	905	410,436
	2国庫補助金	89,548	905	90,453
14道支出金		282,051	6,297	288,348
	2道補助金	55,053	6,297	61,350
16寄附金		5,288	5,000	10,288
	1寄附金	5,288	5,000	10,288
18繰越金		74,853	60,290	135,143
	1繰越金	74,853	60,290	135,143
20町債		438,652	25,445	464,097
	1町債	438,652	25,445	464,097
歳入合計		5,048,796	97,937	5,146,733

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		726,043	21,378	747,421
	1総務管理費	660,177	20,017	680,194
	3戸籍住民登録費	21,111	1,361	22,472
4衛生費		414,910	819	415,729
	1保健衛生費	414,910	819	415,729
6農林水産業費		155,658	11,120	166,778
	3水産業費	24,357	11,120	35,477
8土木費		332,293	63,799	396,092
	2道路橋梁費	87,456	62,524	149,980
	6住宅費	39,584	1,275	40,859
10教育費		516,087	821	516,908
	2小学校費	104,002	821	104,823
歳出合計		5,048,796	97,937	5,146,733

第2表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
町道江差中学校通り改良舗装	10,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、また は低利に借り換えることが できる。

(変更)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前 臨時財政対策 債	173,252	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、また は低利に借り換えることが できる。
変更後	188,697	同 上	同 上	同 上

(歳入)

単位：千円

[illegible]

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	726,043	21,378	747,421	268		5,000	16,110
4衛生費	414,910	819	415,729	737			82
6農林水産業費	155,658	11,120	166,778	5,560			5,560
8土木費	332,293	63,799	396,092	637	10,000		53,162
10教育費	516,087	821	516,908				821
歳出合計	5,048,796	97,937	5,146,733	7,202	10,000	5,000	75,735

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 国庫支出金	409,531	905	410,436
2 国庫補助金	89,548	905	90,453
1 総務費国庫補助金	18,950	268	19,218
5 土木費国庫補助金	15,218	637	15,855
14 道支出金	282,051	6,297	288,348
2 道補助金	55,053	6,297	61,350
2 衛生費道費補助金	4,858	737	5,595
3 農林水産業費道費補助金	23,745	5,560	29,305
16 寄附金	5,288	5,000	10,288
1 寄附金	5,288	5,000	10,288
1 寄附金	5,288	5,000	10,288
18 繰越金	74,853	60,290	135,143
1 繰越金	74,853	60,290	135,143
1 繰越金	74,853	60,290	135,143
20 町債	438,652	25,445	464,097
1 町債	438,652	25,445	464,097
3 土木債	29,700	10,000	39,700
6 臨時財政対策債	173,252	15,445	188,697
歳 入 合 計	5,048,796	97,937	5,146,733

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2 戸 籍 住 民 登 録 費 補 助 金	268	個人番号カード交付事務費補助
2 住 宅 費 補 助 金	637	社会資本整備総合交付金
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	737	北海道海岸漂着物地域対策推進事業補助
3 水 産 業 費 補 助 金	5,560	地域づくり総合交付金 ナマコ養殖育成施設整備事業補助 2,500 ナマコ増殖施設整備事業補助 2,000 日本海漁業振興緊急対策事業補助 1,060
1 寄 附 金	5,000	ふるさと応援寄附金
1 前 年 度 繰 越 金	60,290	前年度繰越金
2 道 路 橋 梁 事 業 債	10,000	町道江差中学校通り改良舗装
1 臨 時 財 政 対 策 債	15,445	臨時財政対策債

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	726,043	21,378	747,421	268		5,000	16,110
1 総務管理費	660,177	20,017	680,194			5,000	15,017
1 一般管理費	486,408	270	486,678				270
5 財産管理費	77,427	7,099	84,526				7,099
6 企画費	60,311	8,893	69,204			5,000	3,893
10 諸費	11,512	3,755	15,267				3,755
3 戸籍住民登録費	21,111	1,361	22,472	268			1,093
1 戸籍住民登録費	21,111	1,361	22,472	268			1,093
4 衛生費	414,910	819	415,729	737			82
1 保健衛生費	414,910	819	415,729	737			82
3 環境衛生費	13,407	819	14,226	737			82
6 農林水産業費	155,658	11,120	166,778	5,560			5,560
3 水産業費	24,357	11,120	35,477	5,560			5,560
2 水産業振興費	16,598	11,120	27,718	5,560			5,560
8 土木費	332,293	63,799	396,092	637	10,000		53,162

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	270	社会保障・税番号制度に係るV P N装置設定等委託
8 報 償 費	360	未利用町有地等売却促進子育て世帯用商品券交付
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	6,739	未利用町有地等売却促進奨励金
11 需 用 費	2,044	消耗品費
12 役 務 費	920	通信運搬費
13 委 託 料	929	ふるさと応援寄附金事務委託等
25 積 立 金	5,000	ふるさと応援基金積立金
23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	3,755	平成26年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還 2,507 平成26年度障害者自立支援給付費道費負担金返還 1,248
3 職 員 手 当 等	208	時間外勤務手当
11 需 用 費	80	消耗品費
13 委 託 料	83	個人番号カード等印刷機保守委託
18 備 品 購 入 費	990	個人番号カード等印刷機
11 需 用 費	220	消耗品費 燃料費
		81 139
12 役 務 費	58	手数料
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	541	重機借上料
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	11,120	ナマコ増殖施設整備事業補助 ナマコ養殖育成施設整備事業補助 ナマコ養殖試験種苗購入補助
		4,000 5,000 2,120

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	87,456	62,524	149,980		10,000		52,524
1 道路維持費	52,467	35,342	87,809				35,342
4 道路新設改良費	0	27,182	27,182		10,000		17,182
6 住宅費	39,584	1,275	40,859	637			638
1 住宅管理費	39,584	1,275	40,859	637			638
10 教育費	516,087	821	516,908				821
2 小学校費	104,002	821	104,823				821
1 学校管理費	78,900	821	79,721				821
歳 出 合 計	5,048,796	97,937	5,146,733	7,202	10,000	5,000	75,735

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
7 賃 金	6,268	臨時作業員
11 需 用 費	5,656	消耗品費 3,572 光熱水費 1,934 修繕料 150
13 委 託 料	22,561	J R 江差線廃線に伴う道路整備概略調査設計委託 3,003 防雪柵設置委託 2,423 町道除雪業務委託 17,135
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	857	重機借上料
15 工 事 請 負 費	27,182	町道江差中学校通り改良舗装工事
13 委 託 料	1,275	町営住宅南が丘第 1 団地耐力度調査業務委託
15 工 事 請 負 費	821	南が丘小学校多目的ホール床暖房ボイラー改修工事

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千 円)	合 計 (千 円)
			報 酬 (千 円)	給 料 (千 円)	期末手当 (千 円) 年間支給率 (月 分)	地域手当 (千 円)	寒冷地 手当 (千 円)	その他 の手当 (千 円)	計 (千 円)		
補 正 前	長 等	2		14,952	5,109 4.10		177	5,626	25,864	4,183	30,047
	議 員	12	26,486		5,728 2.60				32,214	16,775	48,989
	その他の特 別	211	21,118						21,118		21,118
	計	225	47,604	14,952	10,837		177	5,626	79,196	20,958	100,154
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特 別										
	計										
補 正 後	長 等	2		14,952	5,109 4.10		177	5,626	25,864	4,183	30,047
	議 員	12	26,486		5,728 2.60				32,214	16,775	48,989
	その他の特 別	211	21,118						21,118		21,118
	計	225	47,604	14,952	10,837		177	5,626	79,196	20,958	100,154

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	97		328,958	248,377	577,335	109,704	687,039	
補 正 額				208	208		208	
補 正 後	97		328,958	248,585	577,543	109,704	687,247	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	9,687	7,362	76,576	42,955	2,488	20,254	1,845	5,604	6,780
	補 正 額						208			
	補 正 後	9,687	7,362	76,576	42,955	2,488	20,462	1,845	5,604	6,780
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	退職手当 組合負担金 (千円)	備 考				
	補 正 前	1,533		510	72,783					
	補 正 額									
	補 正 後	1,533	0	510	72,783					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職 員 手 当	208	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	208	個人番号カード交付事務 208	

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の
見込に関する調書

単位：千円

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額	
1 普 通 債		1,967,882	2,380,987	98,200	252,017	2,227,170
(6) 土 木 債		165,237	104,995	10,000	33,088	81,907
4 そ の 他		3,988,318	3,897,481	349,397	365,215	3,881,663
(9) 臨時財政対策債		1,993,321	2,046,289	188,697	158,659	2,076,327
合計	補正前の額	6,208,203	6,531,021	438,652	641,785	6,327,888
	補正額			25,445		25,445
	補正後の額	6,208,203	6,531,021	464,097	641,785	6,353,333

議案第4号

平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,019,738千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,014,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

平成27年9月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成27年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	平成26年度介護給付費負担金等返還	9,928					9,928	
計			9,928					9,928	

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9繰越金		540	9,928	10,468
	1繰越金	540	9,928	10,468
歳入合計		1,004,337	9,928	1,014,265

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6諸 支 出 金		2,165	9,928	12,093
	1還 付 金 及 び 割 引 料	500	9,928	10,428
合 計		1,004,337	9,928	1,014,265

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 繰越金	540	9,928	10,468
歳入合計	1,004,337	9,928	1,014,265

(2) 歳入 (保険事業勘定)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
項				
目				
9 繰越金		540	9,928	10,468
1 繰越金		540	9,928	10,468
1 繰越金		540	9,928	10,468

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
1 繰 越 金	9,928	前年度繰越金

(3) 歳出 (保険事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	2,165	9,928	12,093				9,928
1 還付金及び割引料	500	9,928	10,428				9,928
2 償還金	0	9,928	9,928				9,928
歳 出 合 計	1,004,337	9,928	1,014,265	0	0	0	9,928

単位：千円

節		説明
区	分 金 額	
23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	9,928	平成 2 6 年度介護給付費国庫負担金返還 3,745 平成 2 6 年度介護給付費道費負担金返還 823 平成 2 6 年度介護給付費支払基金交付金返還 5,346 平成 2 6 年度地域支援事業費支払基金交付金返還 14

議案第 5 号

平成 2 7 年度江差町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

（総則）

第 1 条 平成 2 7 年度江差町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第 2 条 予算第 4 条資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

（単位：千円）

款	項	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
1 資本的支出		275, 452	6, 088	281, 540
	1 建設改良費	31, 796	6, 088	37, 884

平成 2 7 年 9 月 1 4 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 2 7 年度江差町水道事業会計予算の調整後に生じた理由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたため。

1. 平成27年度江差町水道事業会計予算実施計画

(資本的支出) (単位：千円)

款	項	目	既定予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出			275,452	6,088	281,540
	1. 建設改良費		31,796	6,088	37,884
		1. 配水設備拡張費	21,438	6,088	27,526

2. 平成27年度水道事業予定キャッシュフロー計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュフロー	
	当期純損益	65,368
	減価償却費	190,820
	固定資産除却費	4,001
	賞与引当金の増減額	1,055
	長期前受金戻入額	△ 33,812
	受取利息及び配当金	△ 10
	支払利息等	81,674
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 292
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 1,085
	たな卸資産の増減額	△ 10
	小計	307,709
	利息及び配当金の受取額	10
	利息の支払額	△ 81,674
	業務活動によるキャッシュフロー	226,045
2	投資活動によるキャッシュフロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 37,884
	負担金等による収入	0
	投資活動によるキャッシュフロー	△ 37,884
3	財務活動によるキャッシュフロー	
	一時借入金による収入	100,000
	一時借入金の返済による支出	△ 100,000
	建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	21,400
	建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 243,656
	財務活動によるキャッシュフロー	△ 222,256
	資金増加額 (又は減少額)	△ 34,095
	資金期首残高	40,000
	資金期末残高	5,905

議案第 6 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成 27 年 9 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約第 1 条の整備、また、道央地区環境衛生組合および南渡島青少年指導センター組合の脱退に伴い、規約別表第 1 の変更について協議するため、本案を提出するもの。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規程

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とかち広域消防事務組合」を加える。

附 則

この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

第 7 号議案

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成 27 年 9 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成 27 年 3 月 31 日解散により脱退し、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日からとかち広域消防事務組合が加入し、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成 28 年 3 月 31 日解散により脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表を変更すること及び規約を左横書きに改めることについて協議するため、本案を提出するもの。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表の一部事務組合（石狩）の項中「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「とかち広域消防事務組合」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

（規約の左横書き）

- 2 変更後の北海道市町村職員退職手当組合理約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「つ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

議案第 8 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

平成 27 年 9 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

構成団体について、6 団体の脱退と 1 団体の加入に伴う北海道市町村総合事務組合規約別表第 1 の変更を協議するため並びに共同処理する第 1 項から第 7 項までの事務について、5 団体の脱退と 18 団体の加入及び共同処理する第 9 項の事務について、6 団体の脱退と 1 団体の加入に伴う同規約別表第 2 の変更について協議するため本案を提出するもの。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1（第2条関係）石狩振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「（17）」を「（16）」に改め、「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「（28）」を「（25）」に改め、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とかち広域消防事務組合」を加える。

別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とかち広域消防事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

同意第 1 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字橋本町 4 3 番地
- 2 氏 名 高 岡 広 明
(昭和 3 4 年 8 月 1 9 日生・ 5 6 歳)

平成 2 7 年 9 月 1 4 日提出

江差町長 照 井 誉之介

